

総務市民委員会 行政調査報告書

調査期間 令和5年5月10日（水）～12日（金）

調査場所 北海道小樽市（北しりべし広域クリーンセンター）
北海道千歳市（道央廃棄物処理組合）

参加者 委員長 原田泰樹 副委員長 猪川 護
委員 横内博之、三好 平、三宅繁博、谷内 開、谷 國光

【北海道小樽市】人口 107,871 人 面積 243.83 km² 議員定数 25 人(令和5年3月末時点)
北しりべし広域クリーンセンター
調査事項：ごみの広域処理について

1 北しりべし廃棄物処理広域連合

北海道の西側、積丹半島及びその周辺の北後志地域に位置し、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の1市4町1村で構成され、小樽市に設置している「北しりべし広域クリーンセンター」と、余市町に設置している小樽市以外4町1村の生活系資源ごみを処理している北後志リサイクルセンターの管理・運営を行っている。

北しりべし広域クリーンセンターでは、一般廃棄物のうち北後志全地域（人口 137,307 人、面積 1,259 km²）から排出される生活系・事業系可燃ごみをごみ焼却施設で、小樽市から排出される生活系不燃ごみ、生活系粗大ごみ、生活系資源ごみ及び4町1村から排出される生活系資源ごみの一部（かん）をリサイクルプラザで処理している。

2 設立経緯

北しりべし広域クリーンセンターが稼働するまで、小樽市は単独でごみ焼却施設及びリサイクルセンターで、積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村はそれらの町村で構成する一部事務組合（北後志衛生施設組合）が運営する処理施設で処理を行っていたが、双方の処理施設とも、老朽化が著しく、当時の様々な基準に対応することが困難になってきたため、新たな処理施設の建設が急務となっていた。

国が平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、都道府県にダイオキシン類の排出削減対策や広域化計画の策定について通知したことを受け、北海道は、平成9年12月、道内212市町村を32ブロックとするなど広域処理の基本的な考えを示した「ごみ処理の広域化計画」を策定し、北後志ブロックは、6市町村（小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村）で共同処理することが位置づけられた。

こうした状況を踏まえ、北後志6市町村は、平成10年度からごみの広域化共同処理について検討を開始し、平成12年3月には「北後志地域ごみ処理広域化基本計画」を策定するとともに、6市町村間で広域共同処理することを確認した後、平成13年12月にごみ処理

施設建設予定地の地元町内会から建設の基本同意が得られたことから、その事業主体として、平成14年4月12日に北海道知事の許可を受けて「北しりべし廃棄物処理広域連合」を設置した。

3 組織

北しりべし廃棄物処理広域連合(平成14年4月設立)
構成市町村 小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
人口 137,307人(R4.1.1現在) 187,433人(H12.3)
構成市町村の負担金、ごみ処理手数料等で運営 ○民間企業等の協力
建設業関係4社(油圧ショベル等19台、簡易水槽13基)
製造業関係3社(生コンクリートミキサー車32台)
給油所関係2社(軽油車等4台)

4 施設

工期 平成16年6月～平成19年3月(2年9ヵ月)

【ごみ焼却施設】

構成市町村の生活系可燃、事業系可燃ごみを受入れ

焼却炉 197t/日(98.5×2)

灰溶融炉 15t/日 平成24年7月から節電のため休止中 再開予定無

【リサイクルプラザ】

構成市町村の缶、小樽市の不燃・粗大ごみ、びん・ペットボトル・容器包装プラ・
蛍光管・電池類・スプレーかん・小型家電を受入れ(資源物のうち紙類は休止中)

不燃・粗大 36.0t/5時間

資源 37.8t/5時間

【プラントメーカー】

日立造船株式会社 事業費 約75億(焼却52億：リサ23億)

【北海道千歳市】人口96,965人 面積594.50km² 議員定数23人(令和5年3月末時点)

道央廃棄物処理組合

調査事項：建設中のごみ処理施設について

1 組織の概要

組織する市町：千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町

共同処理する事務：廃棄物焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務

事務所の位置：北海道千歳市東雲町2丁目34番地6(千歳市役所西庁舎2階)

管理者：千歳市長

設立年月日：平成 26 年 2 月 18 日

2 設立経緯

広域化計画では、ごみの減量化やリサイクルの推進による焼却量の抑制、高度な排ガス処理を有する全連続炉での焼却、さらに廃棄物処理施設の効率的な運営と施設の建設費の経済的側面からの複数市町村の連携が必要とされ、24の広域ブロックと8の離島・単独市ブロックが設定され、恵庭市、北広島市、南空知公衆衛生組合（構成団体：南幌町、由仁町、長沼町）、栗山町は道央ブロックに、千歳市は単独ブロックに区割りされ、平成11年（1999年）12月に恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町の2市4町及び南空知公衆衛生組合を構成員として道央地域ごみ処理広域化推進協議会を設立した。

各自治体は一般廃棄物の減量化・再生利用に取り組むとともに、家庭ごみの有料化等により排出量の抑制に努めたが、焼却施設建設候補地の選定が合意に至らず、平成22年（2010年）には恵庭市が単独でのごみ処理を進めることとして協議会を脱退し、構成が1市4町1組合となった。

協議会は、環境負荷低減を図るとともに処理コストや施設整備におけるスケールメリットをより生かすために、枠組みを拡大していく必要があるとして平成23年（2011年）12月に千歳市に参画の要請を行い、平成24年（2012年）5月に千歳市が参画し、2市4町1組合による新たな協議会がスタートし、現在稼動している千歳市の焼却施設に替わる新焼却施設を広域により設置するため、既に平成23年（2011年）4月から炭化処理を行っている栗山町を除く2市3町により、廃棄物焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する道央廃棄物処理組合を設立することとし、平成26年（2014年）1月15日に北海道知事に設立を申請し、同年2月18日に許可された。

平成27年（2015年）、栗山町が炭化施設の廃止に伴うごみ処理方針の変更により道央廃棄物処理組合に加入することとなり、同年10月6日、加入に係る組合規約の変更を北海道知事に申請し、10月13日に許可され、令和3年（2021年）、最終処分場の整備検討を進めるため、共同処理する事務として最終処分場に関する事務を追加することとし、同年11月5日、最終処分場に係る組合規約の変更を北海道知事に申請し、令和4年（2022年）1月18日に許可された。

4 事業概要

稼働年次	令和6年4月
建設地	千歳市根志越 2532-11、2533-1、2534-1（敷地面積 4.29ha）
施設規模	158t/日（79t/日×2炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
焼却対象ごみ	
千歳市	① 家庭廃棄物の燃やせるごみ ② 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物普通ごみのうち焼

		却対象ごみ ③ 破碎処理後の可燃残渣
	北広島市	① 家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の普通ごみのうち焼却対象ごみ ② 産業廃棄物の焼却対象ごみ ③ 資源化処理後の可燃残渣
南空知公衆衛生組合	南幌町	① 家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の可燃ごみ
	由仁町	② 資源化処理後の可燃残渣
	長沼町	③ 破碎処理後の可燃残渣
	栗山町	家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の生ごみ、炭にできるごみ、炭にできないごみのうち焼却対象ごみ

○焼却処理量

令和 12 年度（施設稼働から 7 年後）における焼却処理量の見込み

（単位;t/年）

千歳市	北広島市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	合計
28,519	10,231	605	407	1,047	1,649.6	42,458.5

○整備方針

- ・ごみを安全かつ安定的に処理できる施設

法令に規定されている焼却施設が備えるべき性能指針を遵守するとともに、震災時等にも稼働可能な施設

- ・環境にやさしい施設

公害防止に十分留意し、焼却管理や排ガス処理など総合的に検討した施設

- ・環境型社会に寄与する施設

エネルギーの有効利用を図るとともに、自然環境や社会環境との調和、周辺地域との共生に配慮した施設

- ・経済性を考慮した施設

（まとめ）

より長く施設を使用することが最も重要な課題と考え、運営委託事業者に対し予防保全に重点を置いて維持管理するよう求めている。そのため、連合においても日常的にモニタリング（施設の巡回）等を行い運営及び施設の状況を常に把握するよう努めている。また、施設の機器設備に関しては、日常的な整備や年次の定期補修において適切に維持管理していても、過酷な環境下で常に稼働しているため、経年的な劣化は避けられないことに加え、メーカーが次々に新しい製品を開発し、古い機械の部品を製造しなくなることから、機器設備の全部

及び一部を更新せざるを得ない状況となっている。

なお、令和5年から令和8年には、ごみ焼却施設の基幹的改良工事を予定しており、今後についても施設全体を適切に維持管理し、できるだけ機器設備等の更新を少なくするよう努めることにより、コストの削減を図りつつ、安全についても十分考慮しながら施設運営を安定的にできるだけ長く継続していくことが最も重要であると考えている。